

自動車取得税

自動車取得税は、自動車の取得に対して課税されます。自動車を走行させることにより道路の利用をはじめ様々な行政サービスの受益を受けることから負担を求めるものです。

【納める人】

県内に主たる定置場のある自動車（特殊自動車・二輪車を除きます。）を取得した人（割賦購入の自動車については、買主）

【納める額】

自動車の種類	税 額
自家用自動車（軽自動車以外）	自動車の取得価額の3%
営業用自動車（軽自動車以外）	自動車の取得価額の2%
軽自動車	自動車の取得価額の2%

※ 無償で自動車もらった場合や、親類から自動車を安くもらった場合などの、通常取引価額に比べ低価額で取得したときは、通常取引価額が取得価額となります。

【自動車取得税の軽減措置】

1 エコカー減税

(1) ガソリン自動車（ガソリンハイブリッド自動車を含む）、電気自動車等
適用期間（取得の時期）：平成29年4月1日～平成31年3月31日

（乗用自動車のみ平成29年4月1日～平成30年3月31日）

対 象 自 動 車		軽減の内容		
		新 車	中古車	
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定の排出性能を備えた天然ガス自動車		非 課 税	取得価額から ▲45万円	
ガソリン自動車	乗用自動車 （乗車定員10人以下）	H30排出ガス基準適合+50%NOx低減 またはH17排出ガス基準適合+75%NOx低減		
		かつH32燃費基準+30%達成 （H22燃費基準（注）+95%達成）	非 課 税	取得価額から ▲45万円
		かつH32燃費基準+20%達成 （H22燃費基準（注）+80%達成）	税率60%軽減	取得価額から ▲25万円
		かつH32燃費基準+10%達成 （H22燃費基準（注）+65%達成）	税率40%軽減	取得価額から ▲15万円
		かつH32燃費基準達成 またはH27燃費基準+10%達成 （H22燃費基準（注）+38%達成）	税率20%軽減	取得価額から ▲5万円
	バス・トラック （2・5t以下）	かつH27燃費基準+25%達成 （H22燃費基準（注）+57%達成）	非 課 税	取得価額から ▲45万円
		かつH27燃費基準+20%達成 （H22燃費基準（注）+50%達成）	税率80%軽減	取得価額から ▲35万円
		かつH27燃費基準+15%達成 （H22燃費基準（注）+44%達成）	税率60%軽減	取得価額から ▲25万円
		かつH27燃費基準+10%達成 （H22燃費基準（注）+38%達成）	税率40%軽減	取得価額から ▲15万円
		かつH27燃費基準+5%達成 （H22燃費基準（注）+32%達成）	税率20%軽減	取得価額から ▲5万円

（注） H22燃費基準については、JC08モード燃費値を算定していない場合に限り適用されます。

対 象 自 動 車		軽減の内容		
		新 車	中古車	
ガソリン自動車	バス・トラック (2.5t超3.5t以下)	H30排出ガス基準適合+50%NOx低減 またはH17排出ガス基準適合+75%NOx低減		
		かつH27燃費基準+15%達成	非 課 税	取得価額から ▲45万円
		かつH27燃費基準+10%達成	税率75%軽減	取得価額から ▲35万円
		かつH27燃費基準+5%達成	税率50%軽減	取得価額から ▲25万円
		かつH27燃費基準達成	税率25%軽減	取得価額から ▲15万円
		H30排出ガス基準適合+25%NOx低減 またはH17排出ガス基準適合+50%NOx低減		
		かつH27燃費基準+15%達成	税率75%軽減	取得価額から ▲35万円
		かつH27燃費基準+10%達成	税率50%軽減	取得価額から ▲25万円
かつH27燃費基準+5%達成		税率25%軽減	取得価額から ▲15万円	

(2) 石油ガス（LPG）自動車（ハイブリッド自動車を含む）
適用期間（取得の時期）：平成29年4月1日～平成30年3月31日

対 象 自 動 車		軽減の内容		
		新 車	中古車	
石油ガス（LPG）自動車	乗用自動車 (乗車定員10人以下)	H30排出ガス基準適合+50%NOx低減 またはH17排出ガス基準適合+75%NOx低減		
		かつH32燃費基準+30%達成	非 課 税	取得価額から ▲45万円
		かつH32燃費基準+20%達成	税率60%軽減	取得価額から ▲25万円
		かつH32燃費基準+10%達成	税率40%軽減	取得価額から ▲15万円
		かつH32燃費基準達成	税率20%軽減	取得価額から ▲5万円

(3) ディーゼル自動車（クリーンディーゼル乗用車を含む）
適用期間（取得の時期）：平成29年4月1日～平成31年3月31日

対 象 自 動 車		軽減の内容			
		新 車	中古車		
クリーンディーゼル乗用車 (H30排出ガス基準適合またはH21排出ガス基準適合)		非 課 税	取得価額から ▲45万円		
ディーゼル自動車	バス・トラック (2・5t超3・5t以下)	H30排出ガス基準適合 またはH21排出ガス基準適合+10%NO _x 及びPM低減		軽減なし	
		かつH27燃費基準+15%達成	非 課 税		
		かつH27燃費基準+10%達成	税率75%軽減		
		かつH27燃費基準+5%達成	税率50%軽減		
		かつH27燃費基準	税率25%軽減		
		H21排出ガス基準適合			軽減なし
		かつH27燃費基準+15%達成	税率75%軽減		
		かつH27燃費基準+10%達成	税率50%軽減		
		かつH27燃費基準+5%達成	税率25%軽減		
	バス・トラック (3・5t超)	H28排出ガス基準適合 またはH21排出ガス基準適合+10%NO _x 及びPM低減		ハイブリッド自動車に限る	
		かつH27燃費基準+15%達成	非課税		取得価額から ▲45万円
		かつH27燃費基準+10%達成	税率75%軽減		取得価額から ▲35万円
かつH27燃費基準+5%達成		税率50%軽減	取得価額から ▲25万円		
かつH27燃費基準		税率25%軽減	取得価額から ▲15万円		

2 バリアフリー対応バス・タクシーの取得に係る特例措置

取得期間	対 象 (新車に限る)		軽減の内容
平成29年4月1日 ～平成31年3月31日	路 線 バス等	ノンステップバス	取得価額から▲1,000万円
		リフト付きバス（乗車定員30人以上）	取得価額から ▲650万円
		リフト付きバス（乗車定員30人未満）	取得価額から ▲200万円
	ユニバーサルデザインタクシー		取得価額から ▲100万円

※ 提出される申告書又は修正申告書に上記特例措置を受ける旨の記載がある場合に限り適用します。

3 先進安全自動車（ASV）の取得に係る特例措置

搭載している装置	対象（新車に限る）	車両総重量	取得期間	軽減の内容
車線逸脱警報装置	バス等（注1）	12トン超	～平成31年3月31日	取得価格から ▲175万円
車両安定制御装置 及び 衝突被害軽減 ブレーキ	トラック （トラクタ、トレーラーを除く）	3.5トン超 8トン以下	～平成31年3月31日	取得価格から ▲525万円
		8トン超 20トン以下	～平成30年10月31日	
			平成30年11月1日 ～平成31年3月31日	取得価格から ▲350万円
	20トン超 22トン以下	～平成30年10月31日		
	バス等（注1）	5トン超 12トン以下	～平成31年3月31日	取得価格から ▲525万円
車両安定制御装置 又は 衝突被害軽減 ブレーキ	トラック （トラクタ、トレーラーを除く）	3.5トン超 8トン以下	～平成31年3月31日	取得価格から ▲350万円
		8トン超 20トン以下	～平成30年10月31日	
	バス等（注1）（注2）	12トン以下	～平成31年3月31日	

※ 提出される申告書又は修正申告書に上記特例措置を受ける旨の記載がある場合に限り適用します。

（上記特例の他に、エコカー減税又はバリアフリー対応バスの取得に係る特例措置の適用がある場合、）
いずれかひとつを選択し適用します。

（注1） バス等は専ら人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以上であるもの（立席のないもの）に限ります。

（注2） 12トン以下のバス等のうち、5トン以下のものについては、衝突被害軽減ブレーキが搭載されているものに限ります。

【免税・非課税】

次の場合には税金がかかりません。

- (1) 取得価額が50万円以下の場合
- (2) 相続（被相続人から相続人に対してされた遺贈を含む。）に基づく取得の場合
- (3) 自動車販売業者などから取得した自動車で、その性能が良好でないなどの理由で取得の日から1か月以内に返還した場合
- (4) 法人の合併や分割による取得の場合
- (5) 月賦完済などにより、所有権が売主から買主に移転した場合

【減免】

身体障害者等（身体障害者・戦傷病者・知的障害者・精神障害者）の方が取得する自動車に係る減免制度があります。（等級などの要件あり）

減免の対象となる自動車を取得した場合、申告（登録）の際に申請手続きが必要です。

【申告と納税】

運輸支局で自動車の登録を受ける際に申告し、同時に県の証紙を貼って納めます。
（石川県では、証紙に代えて証紙代金収納計器により税額の表示を受けて納めます。）

【市町への交付】

県に納められた自動車取得税の66.5%は、市町道の延長と面積に応じて県内の市町に交付されます。